

平成18年 3月10日

検査孔付き機器接続ガス栓に関するお知らせ

光陽産業株式会社

東京ガス株式会社様が平成18年2月27日に行われました記者発表によりますと、平成14年12月、平成15年4月、平成17年8月及び平成18年1月に同社の供給区域内で発生した事故に関し、キッチン組込みタイプのガスコンロ接続用に設置した「空気抜き孔付き機器接続ガス栓」（以下、当該ガス栓という。）のうち、ごくまれにガス栓の設置状態と需要家の使用状況によっては当該ガス栓の空気抜き孔（以下、検査孔という。）から微量のガス漏れが発生する可能性があるとしてされています。

東京ガス株式会社様ではこれを踏まえ、対象の需要家に対し、ダイレクトメールにより当該ガス栓の設置状況の確認及び安全な使用を依頼するとともに、順次個別訪問の上、確認作業を行うこととしておられます。

ある報道機関では「ガス栓不備出火4件」という見出しにて記事を掲載され、文面には「ガス栓に構造上の問題があり」との記載がなされました。しかしながら東京ガス株式会社様は「ガス栓の構造上の問題」とは一切説明をしておられませんし、メーカーの製造不良によるものではないと説明されております。また、今回の事象は検査孔を使用した後、ごくまれに検査孔のビスが何らかの原因ではずれ、複合原因により微量のガス漏れが発生したものと推定されておられます。

弊社の見解を下記に記載させていただきます。

記

弊社が製造をいたしました検査孔部が東京ガス株式会社様と同一タイプの機器接続ガス栓につきましては、弊社からの出荷に際し全数の気密検査（全閉、全開、検査孔部）を実施しております。加えて本製品は、検査孔部のビスは所定の締め付け力で組み込んで出荷しております。

経済産業省原子力安全・保安院の指示文書(平成18・03・01 原院第2号及び第3号)によりますと、調査報告対象につきましては『ガス栓の設置又は点検の際に、工程上空気抜き孔を使用することが一切ない場合には、不要とする』『気密・漏えい検査に同タイプのガス栓の検査孔を使用していないものは対象外とする』と記載されております。

また、東京ガス株式会社様のプレスリリースによりますと『ガス栓の空気抜き孔を使用することがあった場合に空気抜き孔のビスの締め付け具合等によっては、引出し型キャビネット内に入れた収納物がガス栓に擦れて当たる状態で、何度も開閉が繰り返されることで空気抜き孔のビスがはずれ…』と記載されております。弊社といたしましては、

経済産業省、東京ガス株式会社様とも、ガス栓そのものには問題は無く、取り付け後の空気抜き、検査等の作業においてビスの締め付けが適正になされているかどうかの調査・確認を求めているものと認識しております。

従いまして、弊社といたしましては、今回の事象はガス栓そのものの問題では無いと考えております。

今回の事象に係る検査孔部のビスの扱いに関しましては、ガス栓に添付されております取付け・取扱い説明書などにより、空気抜き、検査等の作業を的確に実施していただきますよう、また徹底のご指示をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

対象の検査孔付き機器接続ガス栓都市ガス用はG333UPシリーズ10A・15A、G334UPシリーズ10A・15A、並びにLPガス用ガス栓はG353Pシリーズ10A・15A、G354Pシリーズ10A・15Aであります。

(LPガス用ガス栓G363Pシリーズ10A・15A、G363PZシリーズ10A・15Aは検査孔部の構造及びつまみ形状が違うため対象外であります。)

なお、詳細は3月1日並びに3月10日の経済産業省ホームページのニュースリリース欄をご参照願います。

以 上